



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年10月7日金曜日 第1700号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	1023
指定医療機関の廃止.....	1023
指定特定知的障害者授産施設の指定.....	1023
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	1023
土地改良区役員の退任の届出（2件）.....	1024
土地改良事業の計画の変更の認可.....	1024
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1024
解除予定保安林.....	1025
林業用種苗生産事業者の登録.....	1025
開設許可の内容の変更.....	1025
卸売業務の許可の内容の変更.....	1025
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	1025
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	1025
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	1027
道路の供用開始（ " ）.....	1028
半島振興法による工事の実施.....	1028
開発行為に関する工事の完了.....	1028

告 示

○愛媛県告示第1818号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指定期月日
2729	津田泰彦	つだ眼科ピコリック	西条市樋之口436-8	平成17年9月8日
10640	有限会社せいどう	ソフィー薬局	八幡浜市384	平成17年8月24日
10641	有限会社ひまわり薬局	大間ひまわり薬局	伊予郡松前町大字大間164-3	平成17年8月26日
10642	有限会社しみず調剤薬局	グリーン薬局	八幡浜市五反田1-1055	平成17年9月9日

○愛媛県告示第1819号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指定期月日
10312	有限会社大洲調剤	グリーン薬局	八幡浜市五反田1-1055	平成17年8月31日
2168	山本四郎	山本胃腸科	宇和島市本町追手二丁目8-23	平成17年9月2日
1161	多田圭三	多田外科医院	四国中央市上分町370	平成17年9月20日

○愛媛県告示第1820号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定により、次のとおり指定特定知的障害者授産施設を指定した。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定特定知的障害者授産施設の設置者			サービスの種類	指定特定知的障害者授産施設		指定期月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000200236533	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345番地1	越智一博	特定知的障害者授産施設	ふきあげワークス	今治市恵美須町三丁目1番地16	平成17年9月26日

○愛媛県告示第1821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夫婦山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	高市峰雄	松山市菅沢町甲313
"	上田吉一	松山市上伊台町155
"	山本征寿	松山市下伊台町1018
"	三好英樹	松山市客甲153
"	喜多修三	松山市客甲138
監事	野本仁	松山市菅沢町甲307
"	西崎伸承	松山市上伊台町744

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 市 峰 雄	松山市菅沢町甲313
"	山 本 征 寿	松山市下伊台町1018
"	上 田 吉 一	松山市上伊台町155
"	三 好 英 樹	松山市客甲153
"	喜 多 修 三	松山市客甲138
監 事	野 本 仁	松山市菅沢町甲307
"	西 崎 伸 承	松山市上伊台町744

○愛媛県告示第1822号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城辺町城辺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	楠 島 壽 郎	南宇和郡愛南町城辺甲4241
"	稲 垣 稔	南宇和郡愛南町城辺甲4928 - 1
"	立 花 繁	南宇和郡愛南町城辺甲4034
"	安 陰 三 秋	南宇和郡愛南町城辺甲4488
"	清 家 敏 夫	南宇和郡愛南町城辺甲2626
"	山 上 栄	南宇和郡愛南町城辺甲2608
"	田 口 弘 司	南宇和郡愛南町城辺甲2156
"	中 川 順 治	南宇和郡愛南町城辺甲2177
"	山 本 峰 雄	南宇和郡愛南町城辺甲364
"	安 田 彰	南宇和郡愛南町城辺甲1563
"	平 田 貢	南宇和郡愛南町城辺甲616
"	富 岡 盛 市	南宇和郡愛南町城辺乙412
"	本 多 七 雄	南宇和郡愛南町城辺甲563 - 1
監 事	松 岡 國 男	南宇和郡愛南町城辺甲4367
"	岡 添 俊 三	南宇和郡愛南町城辺乙1076
"	石 崎 進	南宇和郡愛南町城辺乙277

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 田 宰 明	南宇和郡愛南町城辺甲4163
"	稲 垣 稔	南宇和郡愛南町城辺甲4928 - 1
"	立 花 繁	南宇和郡愛南町城辺甲4034
"	安 陰 三 秋	南宇和郡愛南町城辺甲4488
"	清 家 敏 夫	南宇和郡愛南町城辺甲2626
"	山 上 栄	南宇和郡愛南町城辺甲2608
"	田 口 弘 司	南宇和郡愛南町城辺甲2156
"	中 川 順 治	南宇和郡愛南町城辺甲2177
"	山 本 峰 雄	南宇和郡愛南町城辺甲364
"	田 村 芳 雄	南宇和郡愛南町城辺甲432
"	平 田 貢	南宇和郡愛南町城辺甲616
"	富 岡 貴	南宇和郡愛南町城辺乙 1
"	本 多 七 雄	南宇和郡愛南町城辺甲563 - 1

監 事	寺 尾 庸	南宇和郡愛南町城辺甲4115
"	岡 添 俊 三	南宇和郡愛南町城辺乙1076
"	石 崎 進	南宇和郡愛南町城辺乙277

○愛媛県告示第1823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、愛媛県北条市辻土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	金 井 直 正	松山市北条辻56

○愛媛県告示第1824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	栗 田 史 朗	松山市古川四丁目11番8号

○愛媛県告示第1825号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市南方土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・曲里地区）の計画の変更を平成17年9月21日認可した。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1826号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下三谷富田池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下三谷富田池地区）計画書の写し
 - (2) 伊予市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成17年10月11日から11月8日まで

3 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第1827号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市三瓶町長早3番耕地485の18
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第1828号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
394	伊豫木材株式会社	大洲市徳森1471番地	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成	伊豫木材株式会社	大洲市徳森1471番地
395	愛媛県立上浮穴高等学校	上浮穴郡久万高原町上野尻甲486番地	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成	愛媛県立上浮穴高等学校	上浮穴郡久万高原町上野尻甲486番地

○愛媛県告示第1829号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による地方卸売市場の開設の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	開設者 地方卸売市場の名称		変更理由
		変更前	変更後	
水市場第34号	平成12年10月24日	深浦漁業協同組合 深浦漁業協同組合 地方卸売市場	愛南漁業協同組合 愛南漁業協同組合 本所深浦地方卸売市場	合併

○愛媛県告示第1830号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定による地方卸売市場における卸売の業務の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	卸売業者 卸売の業務を行う地方卸売市場の名称		変更理由
		変更前	変更後	
水卸第44号	平成12年10月24日	深浦漁業協同組合 深浦漁業協同組合 地方卸売市場	愛南漁業協同組合 愛南漁業協同組合 本所深浦地方卸売市場	合併

○愛媛県告示第1831号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河川名	区 域
支流 谷川	右岸 宇和島市妙典寺前字マツフシ丙362番4地 先から同市神田川原15番1地先まで 左岸 宇和島市妙典寺前字マツフシ丙411番2地 先から同市神田川原17番地先まで

○愛媛県告示第1832号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という

。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市蛤字神子ヶ浦3038番93から同3038番36までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から27点までを順次直線で結んだ線並びに27点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.88メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(宇和島市蛤字神子ヶ浦3038番56に設置された標識鉄)は、北緯33度14分16秒、東経132度31分31秒の地点

1点は、基点から真北16度54分48秒71.32メートルの地点

2点は、1点から真北6度01分56秒4.92メートルの地点

3点は、2点から真北7度40分29秒8.75メートルの地点

4点は、3点から真北18度57分06秒7.90メートルの地点

5点は、4点から真北32度17分16秒5.84メートルの地点

6点は、5点から真北50度55分35秒5.79メートルの地点

7点は、6点から真北66度45分56秒10.19メートルの地点

8点は、7点から真北89度31分22秒5.06メートルの地点

9点は、8点から真北100度12分46秒7.68メートルの地点

10点は、9点から真北111度48分52秒8.73メートルの地点

11点は、10点から真北118度51分25秒12.26メートルの地点

12点は、11点から真北126度07分26秒9.19メートルの地点

13点は、12点から真北132度13分03秒11.34メートルの地点

14点は、13点から真北139度16分48秒10.15メートルの地点

15点は、14点から真北143度00分07秒70.39メートルの地点

16点は、15点から真北146度10分18秒12.51メートルの地点

17点は、16点から真北155度07分37秒10.55メートルの地点

18点は、17点から真北164度18分37秒16.12メートルの地点

19点は、18点から真北174度02分41秒6.68メートルの地点

20点は、19点から真北176度46分02秒22.53メートルの地点

21点は、20点から真北171度47分12秒21.04メートルの地点

22点は、21点から真北160度14分39秒20.73メートルの地点

23点は、22点から真北154度20分24秒12.54メートルの地点

24点は、23点から真北171度08分04秒12.31メートルの地点

25点は、24点から真北188度37分05秒8.88メートルの地点

26点は、25点から真北200度04分10秒6.04メートルの地点

27点は、26点から真北292度37分28秒2.21メートルの地点

(3) 面積

2,187.40平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和60年3月8日 愛媛県指令河第85号

4 しゅん功認可年月日

平成17年10月7日

○愛媛県告示第1833号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

宇和島市蛤字鯨谷3040番15の地先公有水面

2 工区

宇和島市蛤字鯨谷3040番7の地先公有水面
3工区

宇和島市蛤字鯨谷3040番7の地先公有水面
4工区

宇和島市蛤字鯨谷3040番17地先から同3040番7地先ま
での公有水面

(2) 区域

1工区

次の1点と2点を直線で結んだ線並びに2点と1点を
結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.92メートル)
の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(宇和島市蛤字ウトノサキ2773番4地先に設置さ
れた標識杭)は、北緯33度14分23秒、東経132度31分03
秒の地点

1点は、基点から真北342度17分25秒77.86メートル
の地点

2点は、1点から真北346度11分28秒6.20メートルの
地点

2工区

次の3点と4点を直線で結んだ線並びに4点と3点を
結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.92メートル)
の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(宇和島市蛤字ウトノサキ2773番4地先に設置さ
れた標識杭)は、北緯33度14分23秒、東経132度31分03
秒の地点

3点は、基点から真北343度13分21秒88.33メートル
の地点

4点は、3点から真北353度2分51秒6.28メートルの
地点

3工区

次の5点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8
点と5点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.92
メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた
区域

基点(宇和島市蛤字ウトノサキ2773番4地先に設置さ
れた標識杭)は、北緯33度14分23秒、東経132度31分03
秒の地点

5点は、基点から真北345度49分16秒105.11メートル
の地点

6点は、5点から真北13度21分03秒8.25メートルの地
点

7点は、6点から真北21度47分34秒8.31メートルの地
点

8点は、7点から真北30度33分31秒10.88メートルの
地点

4工区

次の9点から19点までを順次直線で結んだ線並びに19
点と9点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.92
メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた
区域

基点(宇和島市蛤字ウトノサキ2773番4地先に設置さ
れた標識杭)は、北緯33度14分23秒、東経132度31分03
秒の地点

9点は、基点から真北355度13分19秒133.96メートル
の地点

10点は、9点から真北40度02分45秒11.07メートルの
地点

11点は、10点から真北51度48分06秒7.12メートルの地
点

12点は、11点から真北61度08分37秒7.34メートルの地
点

13点は、12点から真北69度44分10秒6.57メートルの地
点

14点は、13点から真北79度35分08秒7.43メートルの地
点

15点は、14点から真北89度02分12秒6.88メートルの地
点

16点は、15点から真北98度07分29秒7.51メートルの地
点

17点は、16点から真北107度26分52秒6.99メートルの
地点

18点は、17点から真北112度33分39秒13.32メートル
の地点

19点は、18点から真北110度34分11秒36.52メートル
の地点

(3) 面積

934.96平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成元年1月30日 愛媛県指令63河第1041号

4 しゅん功認可年月日

平成17年10月7日

○愛媛県告示第1834号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町五十崎甲1700番5地先から 同町五十崎甲1698番4まで	旧	メートル 7.5~32.0 12.5~32.0	キロメートル 0.065 0.065	
			新	7.5~40.0 19.5~40.0	0.065 0.065	

○愛媛県告示第1835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町五十崎甲1700番5地先から 同町五十崎甲1698番4まで	平成17年10月7日

○愛媛県告示第1836号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定により、次のとおり基幹道路の改築工事を愛媛県において実施する。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 開 始 の 日
伊 方 町	町 道	ミノコシ正野谷線	西宇和郡伊方町正野1156番から 同町正野1283番まで	改 築	平成17年10月7日

○愛媛県告示第1837号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17松局建（開）第38号 平成17年9月22日	伊予郡松前町大字中川原字広末740番2	伊予郡松前町大字中川原543番地3 弓 達 靖 夫
17松局建（開）第39号 平成17年9月27日	伊予市下吾川字馬塚1217番1、1217番2、1217番3、1218番5、1219番3及び1217番3地先農道	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 タマキューホーム株式会社 代表取締役 西 山 由 之
17松局建（開）第40号 平成17年9月27日	伊予郡松前町大字中川原字木下622番1及び622番3	松山市古川北一丁目1番29号 インフィニートA202号 本 田 秀 幸